

事 務 連 絡
令和2年6月23日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について

標記について、それぞれ別添1及び別添2のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱いについて（その14）」の問16については、廃止します。

(別添 1)

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 18 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）

今般の、地域における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、手厚い診療を必要とする重症・中等症の患者が増加することや、医療従事者への感染リスクを伴う診療による医療従事者の身体的・心理的負担が増大していることから、医療体制の確保のためにも、医療従事者への処遇に配慮する必要がある。

このような観点から、特に重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に向けて、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療及び医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る臨時的な診療報酬の取扱い等について、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

重症の新型コロナウイルス感染症患者に対しては、体外式心肺補助（ECMO）や人工呼吸器による管理（持続陽圧呼吸法（CPAP）等を含む。）等、呼吸不全をはじめとした多臓器不全に対する管理（以下「人工呼吸器管理等」という。）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料（以下「特定集中治療室管理料等」という。）を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、別表 1 に示す点数を算定できることとすること。

また、新型コロナウイルス感染症患者のうち、次の状態の患者については、それぞれ次の日数を上限として、特定集中治療室管理料等を算定できることとすること。

- (1) 急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者 21 日
- (2) 体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者 35 日

2. 患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療について

新型コロナウイルス感染症患者の重症化や、他の患者及び医療従事者への感染拡大を防ぐための管理の評価として、中等症以上（酸素吸入が必要な状態）の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1 の 100 分の 200 に相当する点数（1,900 点）を算定できることとすること。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、1 日につき別表 2 に示す二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できることとすること。

なお、いずれについても、届出は不要とすること。

3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告(※)を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとすること。

※ 当該運用の開始に当たっては、運用開始の日付及び人員配置等について、各地方厚生（支）局に報告すること。

また、救命救急入院料について、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該保険医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）第 1 章第 2 部第 3 節 A300（3）の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できることとすること。

なお、これらの入院料の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴う特例的な対応であることを踏まえ、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について十分に説明するとともに、当該入院料を算定する病棟に入院した理由等を記録し、保管しておくこと。

4. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

(別表 1)

救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

項目			点数
A300 救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3 日以内の期間	20,446 点
		ロ 4 日以上 7 日以内の期間	18,500 点
		ハ 8 日以上 14 日以内の期間	15,794 点
	救命救急入院料 2	イ 3 日以内の期間	23,604 点
		ロ 4 日以上 7 日以内の期間	21,372 点
		ハ 8 日以上 14 日以内の期間	18,742 点
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3 日以内の期間	20,446 点
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	18,500 点
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	15,794 点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3 日以内の期間	20,446 点
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	18,500 点
		(3) 8 日以上 60 日以内の期間	16,636 点
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3 日以内の期間	23,604 点
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	21,372 点
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	18,742 点
		(1) 3 日以内の期間	23,604 点
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	21,372 点
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	18,742 点
		(4) 15 日以上 60 日以内の期間	16,636 点
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7 日以内の期間	28,422 点
		ロ 8 日以上 14 日以内の期間	25,266 点
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7 日以内の期間	28,422 点
		(2) 8 日以上 14 日以内の期間	25,266 点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7 日以内の期間	28,422 点
		(2) 8 日以上 60 日以内の期間	25,666 点
	特定集中治療室管理料 3	イ 7 日以内の期間	19,394 点
		ロ 8 日以上 14 日以内の期間	16,236 点
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7 日以内の期間	19,394 点
		(2) 8 日以上 14 日以内の期間	16,236 点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7 日以内の期間	19,394 点
		(2) 8 日以上 60 日以内の期間	16,636 点

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	13,710 点
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	8,448 点
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料		12,026 点
A301-4 小児特定集中治療室管理料	7 日以内の期間	32,634 点
	8 日以上 of 期間	28,422 点
A302 新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	21,078 点
	新生児特定集中治療室管理料 2	16,868 点
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	14,762 点
	新生児集中治療室管理料	21,078 点
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料		11,394 点

(別表 2)

次の入院料を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、看護配置に応じて、以下の点数を算定できることとする。

項目		点数	(参考)施設基準 において求める 看護配置
A300 救命救急入院料	救命救急入院料 1	500 点	4 対 1
	救命救急入院料 2	1,000 点	2 対 1
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	500 点	4 対 1
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000 点	2 対 1
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 3	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000 点	2 対 1
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	500 点	4 対 1
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	500 点	5 対 1

(別添)

問 1 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされているが、具体的な報告事項は何か。また、報告に当たり、用いるべき様式はあるか。

(答) 救命救急入院料及び特定集中治療室管理料については、別紙 1 を参照のこと。また、ハイケアユニット入院医療管理料については、別紙 2 を参照のこと。

なお、手続きに要する時間の短縮等の観点から、原則として別紙 1 及び別紙 2 の様式を用いて報告することが望ましい。

問 2 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

(答) 具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- ・ 報告に用いた書類（別紙 1、別紙 2 等の様式）
- ・ 配置職員の勤務実績

なお、保管の方法については問わない。

問 3 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）第 1 章第 2 部第 3 節 A300（3）の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できるとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

(答) 具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- ・ 本来入院すべき病棟の種別
- ・ 本来入院すべき病棟に入院できない理由及びその期間

例：当該病棟において、○月○日から新型コロナウイルス感染症患者を受入れているため、○月○日以降は新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を入院させていない。 等

- ・ 当該病棟と同等の人員配置とした病棟に入院する必要性

なお、保管の方法については問わないが、当該患者の診療録等と併せて閲覧できる状態で保管していること。

※網掛け部分及び報告する入院料と関連しない事項は記載不要。

(別紙1)

様式 42

報告

[] の施設基準に係る届出書添付書類

当該治療室 の従事者	専 任 医 師		日 勤 名 当 直 名 そ の 他 名	
	当該病院に勤務する麻酔医		名	
	看 護 師		日 勤 名 準 夜 勤 名 そ の 他 名	
当該治療室 の概 要	病 床 面 積	病 床 数	1 床当たりの床面積	1 日平均取扱患者数
	平方メートル	床	平方メートル	名
バイオクリーンルームの概要、機器の 名称・形式、空気清浄度等				
装 置 ・ 器 具		配 置 場 所		装 置 ・ 器 具 の 名 称 ・ 台 数 等
		治療室内	病院内	
救 急 蘇 生 装 置		☐		
除 細 動 器		☐		
ペ ー ス メ ー カ ー		☐	☐	
心 電 計		☐	☐	
ポータブルエックス線撮影装置		☐	☐	
呼 吸 循 環 監 視 装 置		☐	☐	
人 工 呼 吸 装 置		☐	☐	
経皮的酸素分圧監視装置又は経 皮的動脈血酸素飽和度測定装置		☐		
酸 素 濃 度 測 定 装 置		☐		
光 線 療 法 器		☐		
微 量 輸 液 装 置		☐	☐	
超 音 波 診 断 装 置		☐	☐	
心 電 図 モ ニ タ ー 装 置		☐	☐	
自 家 発 電 装 置			☐	
電 解 質 定 量 検 査 装 置			☐	
血 液 ガ ス 分 析 装 置			☐	
救命救急センターに係る事項（該当するものに○をすること。複数該当の場合はいずれにも○をすること。）				
1 高度救命救急センターである。 2 充実段階がSである。 3 充実段階がAである。 4 充実段階がBである。 5 新規開設のため、充実度評価を受けていない。				
救命救急入院料3、救命救急入院料4及び特定集中治療室管理料2に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）				
() 当該保険医療機関内に、当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務している。 (再掲) 広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師数 名				

小児加算に係る事項（小児加算の施設基準に該当する場合○をすること。）			
（ ）当該保険医療機関内に、専任の小児科医が常時配置されている。		（再掲）専任の小児科医師数 名	
特定集中治療室管理料 1 又は 2 に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）			
（ ）特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師を 2 名以上含むこと。		（再掲）経験を有する医師数 名	
（ ）集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が配置されている。 （□には、適合する場合「✓」を記入すること。）			
氏 名	勤 務 時 間	経 験 年 数	研 修
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
（ ）当該保険医療機関内に、専任の臨床工学技士が常時配置されている。		専任の臨床工学技士数 名	

〔記載上の注意〕

- 1 [] 内には、届出事項の名称（救命救急入院料 1、救命救急入院料 2、救命救急入院料 3、救命救急入院料 4、特定集中治療室管理料 1、特定集中治療室管理料 2、特定集中治療室管理料 3 又は特定集中治療室管理料 4 のいずれか）を記入すること。
- 2 当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。
- 3 救命救急入院料 2 又は救命救急入院料 4 の届出を行う場合においては、特定集中治療に係る部分について括弧書きで再掲すること。
- 4 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内」の□を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内」の□に「チェック」を記入すること。なお、当該装置・器具を治療室内に設置している場合は、治療室内に設置している台数・名称等のみを記載すればよく、病院内に設置している場合は、当該治療室で使用するものが想定される装置・器具の台数・名称等のみを記載すればよい。
- 5 救命救急センター又は当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式 20 を添付するとともに届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。また、特定集中治療室管理料 1 又は 2 の届出を行う場合は、臨床工学技士の勤務計画表（勤務実績）により臨床工学技士の配置状況が分かる書類を添付すること。
なお、広範囲熱傷特定集中治療又は小児加算の届出を行う場合は、様式 20 の備考欄へそれぞれ「熱傷」又は「小児科医」、特定集中治療室管理料 1 又は 2 の届出を行う場合は、様式 20 の備考欄へ「5 年」と記載すること。
- 6 特定集中治療室 1 又は 2 の届出を行う場合は、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した看護師について記載すること。勤務時間は、1 週間当たりの当該特定集中治療室における勤務時間数を記載するとともに、当該看護師の勤務状況が分かる書類を添付すること。経験年数の欄に、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験年数を記入すること。また、適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。
- 7 当該届出に係る治療室又は救命救急センターの平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。

保険医療機関の所在地

保険医療機関の名称

保険医療機関コード

連絡先（担当者氏名）

（電話番号）

運用開始年月日： 年 月 日

報告年月日： 年 月 日

様式 44

報告

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

ハイケアユニット入院医療管理料	1 , 2
専任の常勤医師名	
一般病棟の平均在院日数 (≤ 19 日であること)	日 (算出期間 年 月 日～ 年 月 日)
当該治療室の病床数	床
当該治療室の入室患者の状況	入室患者延べ数の算出期間 (1 か月) 年 月
① 入室患者延べ数	名
② ①のうち重症度、医療・看護 必要度の基準を満たす患者の 延べ数	名
重症度、医療・看護必要度の基準 を満たす患者の割合 ②/①	%
当該治療室の看護師数	名
当該治療室の勤務体制	日勤 名 準夜勤 名 深夜勤 名
当該治療室に常設されている装置・器具の名称・台数等	
救急蘇生装置	
除細動器	
心電計	
呼吸循環監視装置	
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況	
実 施 日	年 月 日
診療録管理体制加算の届出	有 ・ 無

[記載上の注意]

- 1 届出に係る治療室ごとに記入すること。
- ~~2 入室患者延べ数とは、直近1か月において、届出を行う治療室に入室した患者の延べ数をいう。退室した日及び短期滞在手術等基本料を算定する患者については入室患者延べ数に含めない。~~
- ~~3 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行い、「モニタリング及び処置等（A項目）」に係る得点が「3点以上」、かつ「患者の状況等（B項目）」に係る得点が「4点以上」である患者をいう。~~
- ~~4 当該届出に係る治療室に勤務する従事者について、様式20を添付すること。なお、届出前1か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。~~

保険医療機関の所在地

保険医療機関の名称

保険医療機関コード

連絡先（担当者氏名）

（電話番号）

運用開始年月日： 年 月 日

報告年月日： 年 月 日

(別添2)

事務連絡
令和2年5月26日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の受入れに当たっては、医療機関の体制の整備が必要であること等を踏まえ、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療等に係る臨時的な診療報酬の取扱い等について、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の入院診療に当たっては、地域における医療機関ごとの役割分担を踏まえながら、代替人員の確保等を含めて医療機関としての受入体制を整えた上で対応している実情等を勘案し、以下の取扱いとする。

- （1） 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料（以下「特定集中治療室管理料等」という。）を算定する場合には、別表に示す点数を算定できることとする。

- (2) 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）を算定できることとすること。

また、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとすること。なお、その場合においては、継続的な診療が必要と判断した理由について、摘要欄に記載すること。

2. 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について、以下の取扱いとする。

- (1) 重症の新型コロナウイルス感染症患者には、人工呼吸器管理等を要する患者のほか、これらの管理が終了した後の状態など、特定集中治療室管理料等を算定する病棟における管理を要すると医学的に判断される患者を含むものとする。
- (2) 中等症の新型コロナウイルス感染症患者には、酸素療法が必要な状態の患者のほか、免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクに鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない患者を含むものとする。

3. 転院を受け入れた医療機関に係る評価について

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。

4. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

(別表)

特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

項目			点数
A300救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3日以内の期間	30,669点
		ロ 4日以上7日以内の期間	27,750点
		ハ 8日以上14日以内の期間	23,691点
	救命救急入院料 2	イ 3日以内の期間	35,406点
		ロ 4日以上7日以内の期間	32,058点
		ハ 8日以上14日以内の期間	28,113点
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	30,669点
		(2) 4日以上7日以内の期間	27,750点
		(3) 8日以上14日以内の期間	23,691点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 3日以内の期間	<u>30,669点</u>
		(2) 4日以上7日以内の期間	<u>27,750点</u>
		(3) 8日以上60日以内の期間	<u>24,954点</u>
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	35,406点
		(2) 4日以上7日以内の期間	32,058点
		(3) 8日以上14日以内の期間	28,113点
		(1) 3日以内の期間	<u>35,406点</u>
		(2) 4日以上7日以内の期間	<u>32,058点</u>
		(3) 8日以上14日以内の期間	<u>28,113点</u>
		(4) 15日以上60日以内の期間	<u>24,954点</u>
A301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7日以内の期間	42,633点
		ロ 8日以上14日以内の期間	37,899点
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	42,633点
		(2) 8日以上14日以内の期間	37,899点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	<u>42,633点</u>
		(2) 8日以上60日以内の期間	<u>38,499点</u>
	特定集中治療室管理料 3	イ 7日以内の期間	29,091点
		ロ 8日以上14日以内の期間	24,354点
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	29,091点
		(2) 8日以上14日以内の期間	24,354点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	(1) 7日以内の期間	<u>29,091点</u>
		(2) 8日以上60日以内の期間	<u>24,954点</u>

A301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	20,565点
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	12,672点
A301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料		18,039点
A301-4小児特定集中治療室管理料	7日以内の期間	48,951点
	8日以上 of 期間	42,633点
A302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	31,617点
	新生児特定集中治療室管理料 2	25,302点
A303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	22,143点
	新生児集中治療室管理料	31,617点
A303-2新生児治療回復室入院医療管理料		17,091点

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症を疑う患者を入院させた場合の診療報酬上の取扱いはどうなるか。

(答) 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者として入院措置がなされている期間については、新型コロナウイルス感染症患者と同様の取扱いとなる。

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その12)」(令和2年4月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月18日事務連絡」という。)の1に基づき、特定集中治療室管理料等について、急性血液浄化(腹膜透析を除く。)を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者については21日まで、体外式心肺補助(ECMO)を必要とする状態の患者については35日まで、本事務連絡の別表の点数を算定できるか。

(答) 算定できる。

問3 4月18日事務連絡の1に基づき、特定集中治療室管理料等を15日目以降も算定する場合は、本事務連絡の別表の「8日以上14日以内の期間」の点数を算定できるか。

(答) 算定できる。

問4 4月18日事務連絡の3に基づき、簡易な報告を行った上で救命救急入院料又は特定集中治療室管理料を算定している場合は、本事務連絡の別表の「8日以上14日以内の期間」の点数を算定できるか。

(答) 算定できる。

問5 4月18日事務連絡の1に基づき、現に特定集中治療室管理料等の特例的な点数を算定している患者について、本事務連絡による取扱いはどうなるか。

(答) 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関においては、本事務連絡の発出日以降、別表の点数を算定できる。

問6 本事務連絡の3「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、再発等がない限り新型コロナウイルス感染症の診療が行われないものと思料される。その場合については、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」と記載されない事例もあり得るとの理解でよいか。

(答) 貴見のとおり。なお、その場合においては、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。